

(第4回：2020年5月第1週)

### 領事の仕事（その1）

今年も5月、令和の時代になって早くも1年が過ぎました。この季節は、例年であれば観光地などは大勢の人が賑わうゴールデンウィークのはずですが、今年は世の中が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による緊急事態宣言が発出されている真っ只中であって、例年とは様相を全く異にしています。国民には、不要不急の外出自粛が求められ（5月6日まで自粛要請の措置は有効）、企業などで働く人々には在宅勤務（テレワーク）が推奨され、さらには、自宅の外では3つの密（密閉、密集、密接）を避けて社会的距離（Social Distance）を保つことを推奨される等、人との接触を8割減らすという徹底的な感染防止策に関する政府からの要請は、これまで私たちが経験してきた人との交流を基本とする社会生活の概念がまるっきりひっくり返されてしまっています。こうでもしなければ、感染拡大の防止はできないというところに、新型の感染症がパンデミックとなった場合の恐ろしさがあるといえます。状況は未だ終息する気配が見られず、日本を含む世界各国が講じている感染国からの入国禁止措置が解除される見通しもなく、世界はすべての国がまるで鎖国状態に陥っているかのようです。これにより、人の交流はパッタリと途絶え、2020年3月期の日本のインバウンド数は対前年比で93%という史上最大幅の落ち込みとなりました。貿易面でも、3月期は輸出、輸入量ともに対前年比でマイナスを記録しており、また世界の多くの生産現場が活動の縮小を余儀なくされ、経済活動に大きな影響を及ぼしています。先行きを見通すことは難しい現状ですが、COVID-19による世界経済への影響はリーマン・ショックをはるかに凌ぐことは確実といわれており、回復は容易ではないと思います。とは言っても、人の命が最優先であることに変わりはありませんので、感染拡大が収まるまでは窮屈な生活も忍耐が必要です。いずれにせよ、感染ができる限り早期に収束して、通常の経済活動が回復することを切に願うばかりです。

さて、前3回のコラムでは、外務省の在外公館の活動について、そのあらましをお話ししましたので、今月は筆者の在外勤務で最も長くかかわった領事業務について、3週シリーズで話を進めたいと思います。

### 領事とは

領事（Consul）の制度は、古く中世ヨーロッパ当時に成立したとされており、Consulの語源はさらに古くローマ時代の執政官がその起源のようですが、中世ヨーロッパにおいて国という概念が確立し、人々が国境を越えて商業活動、交流を行うようになったことを契機に、自国民が海外に出ていくことが頻繁になり、それぞれの国が海外にある自国民への行政事務の提供、国民の保護、自国の通商利益の確保を目的に確立していった制度ともいわれています。その後、近世になって各国の首都に外交使節団（大使館、公使館等）が設置されるようになって以降、領事館は首都以外の交易の拠点に置かれて、より自国及び自国民の保護（この場合経済的な利益も含む）に特化していったものと思われれます。歴史に疎い筆者としては、その辺りの経緯説明は史家に委ねることとして詳細は割愛させていただきますが、現代の領事は、前回のコラムでも書いたとおり、これまで慣習的に合意されていた領事の位置付けについて、1963年に採択された「領事関係に関するウィーン条約」においてその任務が明文化されたもので、日本は1983年に加入しました。この条約では、領事の任務がかなり

細かく規定されていますが、大雑把に言えば、①接受国（受入国）における派遣国及びその国民の利益の保護、②派遣国と接受国との間の通商上、経済上、文化上及び科学上の発展の助長、両国間の友好関係の促進、③派遣国国民に対する行政事務、の3点であり、さらに条約の中では領事官の身分が規定されています。領事の任務のうち、②については経済、文化等それぞれの分野の担当が行っていますので、ここでは現在の外務省が所掌するいわゆる領事業務について見ていきます。ちなみに、現在の領事は、職務上の官職であると同時に職務内容そのものをも指していますが、ここではその職務について説明していきます。

## 領事は在外公館の顔

読者の皆様の中で、海外旅行中に在外公館を訪れた経験をお持ちの方はおられますか？ この質問に、「行ったことがない」とお答えになった方は、おそらく、幸運にも危ない目に遭わなかったか、前もって海外滞在中の安全について周到に対策を講じていたか、いずれにせよ何のトラブルもなく、楽しい旅行の思い出とともに帰国されたことでしょう。ご無事で何よりだと思いますが、一般的には、海外旅行にトラブルはつきものです。旅行中は、日本との治安の違い、言葉の問題、法律・習慣・マナーの違い、日本との時差や限られた時間の中での多忙なスケジュール等々、国内にいるのとは違った非日常の環境にありますので、よりトラブルに遭いやすい状況に陥りがちなのです。

在外公館では、旅行中のトラブルで被害に遭った邦人旅行者が日々来館しており、トラブル対処のための相談等に応じています。また、在外公館の管轄地域に在住する在留邦人にとっては、パスポートの更新をはじめとする様々な行政手続きが必要となりますので、これら旅行者や在留邦人のニーズに応えるために、どこの在外公館でも領事窓口が設置され、海外において市役所の窓口と交番を足したような役割を果たしているわけです。ですから、通常日本人が大使館や総領事館を訪れるといえば、それは領事窓口を訪問することを意味します。それ故、日本人にとっての「在外公館の印象」＝「領事窓口の対応」ということになりますので、領事には在外公館の顔として真摯な対応が求められます。

## 領事の仕事

領事の仕事を大別すると次の4つになります。第1に所在国の在留邦人に対し旅券を発給する等の行政サービスを提供すること（領事サービス窓口）、第2に所在国の在留邦人と日本人旅行者の安心・安全を守ること（邦人援護）、3番目は在留邦人の子女教育についての支援、4番目は日本への渡航を希望する所在国在住の外国人にビザを発給すること（査証業務）です。この4つは、どれも重要な任務ですが、1番目から3番目までは在留邦人及び旅行者である日本人を対象とする業務であり、4番目のビザの審査・発給業務は赴任地の国民や現地の外国人を対象とする業務ですので、両者は全く性格を異にするものですが、筆者の実感としては、前者の日本人を対象とする業務に大きな時間と労力が割かれていたように思います。

今回は、4つの領事の仕事について具体的にお話ししたいと思います。

おわり